

# 財団法人信州大学工学部

## 若里会寄付行為

### 第1章 名称と事務所

#### (設立)

第1条 信州大学工学部同窓会は、第4条に定める目的のために別紙財産目録に掲げる財産を寄付し、財団法人を設立する。

#### (名称)

第2条 この財団法人は、財団法人信州大学工学部若里会、(以下「本会」という。)

#### (事務所)

第3条 本会の事務所は、長野市大字若里4丁目17番-1号信州大学工学部内に置く。

### 第2章 目的と事業

#### (目的)

第4条 本会は、工学を基礎とした幅広い産業文化の発展に寄与し、併せて、信州大学工学部同窓会の福利厚生を図ることを目的とする。

#### (事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 電気・機械・土木・建築・化学等に関する情報とこれに関連する産業振興の調査研究に関連する事項
- (2) 長野県その他地域産業振興に関連する事項
- (3) 地域産業振興に関する図書及び雑誌の発行
- (4) 信州大学工学部同窓会の所有する動産及び不動産の管理
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

### 第3章 資産と会計

#### (資産の構成)

第6条 本会の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

#### (資産の種類)

第7条 本会の資産は、これを基本財産及び運用財産の2種に分ける。

- (2) 基本財産は次の各号より構成され、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事総数の3分の2以上の同意を経、かつ、長野県教育会の認可を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。
  - (1) 別紙財産目録中、基本財産として記載された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
  - (3) 運用財産は、基本財産の元本以外の財産で構成される。

3 運用財産は、基本財産の元本以外の財産で構成される。

(資産の管理者及びその方法)

第8条 本会の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

- 2 資産のうち現金は、郵便局若しくは確実なる銀行に預け入れ、信託会社に信託し、又は国公債若しくは確実なる有価証券に換えて、保管するものとする。

(経費支弁)

第9条 本会の経費は、運用財産をもって支弁される。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

(予算)

第11条 本会の毎年度の歳出予算は、年度開始前に理事会の承認を受けなければならない。

(決算)

第12条 歳入歳出決算は、年度終了後2カ月以内に年度末現在の財産目録とともに監事の監査を経て理事会の承認を受けなければならない。

(剰余金)

第13条 会計年度末に剰余金を生じた時は、理事会の議決によりその全部又は一部を基本財産に繰り入れるか若しくは翌年度に繰り越すものとする。

(特別会計)

第14条 本会は、収益事業を行うため、又はその他の理由により必要があるときは、評議会の議決により特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計から生じた収益又は剰余金は、すべて基本財産又は運用財産に繰り入れなければならない。

(長期借入金)

第15条 本会が借入金(その年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く)をしようとする時は、理事総数の3分の2以上の同意を経、かつ、長野県教育委員会の承認を受けなければならない。

#### 第4章 役員と職員

(役員の種別及び員数)

第16条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上15人以下  
内 理事長1人  
副理事長3人
- (2) 評議員 10人以上20人以下
- (3) 監事 2人

(役員の選任)

第17条 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。

- 2 理事は、理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、理事会の議決により理事長が委嘱する。
- 4 監事は、理事会の議決により理事長が委嘱する。
- 5 前3項の役員は、相互にこれを兼ねることができない。

( 役員の職務権限 )

第18条 理事長は、本会を統轄し、本会を代表する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長の指名した順序に従ってその職務を代理する。
- 3 常務理事は、常務処理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、会務の執行を図る。
- 5 評議員は、評議員会を組織し、必要な事項を審議する。
- 6 監事は、民法第59条の職務を行う。

( 役員の任期 )

第19条 理事及び監事の任期は2年とし、評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため就任した役員の任期は、前任者の役員の残任期間とする。

( 任期満了等の場合 )

第20条 役員は、辞任した場合又は任期が満了した場合には、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

( 役員の解任 )

第21条 役員が本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行動があったときは、理事長は理事会の議決によりこれを解任することができる。

( 顧問及び参与 )

第22条 本会に顧問及び参与を若干名置くことができる。諮

- 2 顧問及び参与は、理事会及び評議員会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、重要事項について理事長の諮問に応ずる。

( 職員 )

第23条 本会に主事、書記その他職員を置き、理事長が任免する。

- 2 職員は、理事長の定めた職務に従事する。

第5章 会議

( 会議の種類 )

第24条 会議は、理事会及び評議員会の2種とする。

( 会議の招集 )

第25条 会議は、理事長がこれを招集する。

- 2 会議を構成する役員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。

( 開会の定足数 )

第26条 会議は、その理事又は評議員の過半数の出席がなければこれを開会することはできない。ただし、再度招集したときは、この限りではない。

( 会議の議長 )

第27条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

- 2 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から選任する。

( 議決の定足数 )

第28条 会議の議事は、この寄付行為に別に規定するもののほか、出席役員の過半数の同意をもってこれを決する。

- 2 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(欠席者の表決)

第29条 やむを得ない理由のために出席できない役員は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面をもって表決し、又代理人に委任することができる。この場合は、出席したものとみなす。

(書面による表決)

第30条 理事長は、簡易な事項又は急を要する事項については書面を送付して賛否を求め、理事会又は評議員会に代えることができる。

(理事会に付議すべき事項)

第31条 次に掲げる事項は、理事会に付議する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 評議員会に付議する事項
- (3) 諸規程の制定及び改廃
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長の付議した事項

(評議員会の審議事項)

第32条 評議員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 歳入歳出予算及び歳入歳出決算
- (3) その他理事長の付議した事項

(議事録)

第33条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席理事の氏名(書面表決者を含む)
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長のほか出席理事のうちから選出された2人以上の理事が署名押印しなければならない。

3 前2項の規定は、評議員会の議事について準用する。

## 第6章 寄付行為の変更と解散

(寄付行為の変更)

第34条 この寄付行為は、理事総数の4分の3以上の同意を経、かつ、長野県教育委員会の認可を得てこれを変更することができる。

(解散)

第35条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事総数及び評議員総数おののおの4分の3以上の同意を経、かつ、長野県教育委員会の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第36条 本会の解散の場合の残余財産は長野県教育委員会の認可を得て本会の類似の目的を持つ他の公益法人に寄付するものとする。

## 第7章 附則

(施行規則)

第37条 この寄付行為の施行について必要な細則は、理事会の議決により理事長が定める。